

## 1 . 四半期特有の会計処理〔引当金〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
<b>売上割戻引当金</b>			
売上割戻引当金の計上方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な売上割戻が想定される場合には、各四半期において負担すべき売上割戻の額を合理的に見積り、売上割戻引当金を計上する。</li> <li>「合理的な見積り」は、例えば、年間計画に対する各四半期の達成状況、前期における実績割戻率にその後の経済環境の変化等を勘案し、各四半期末において総合的に判断する。</li> </ul>	適用指針 or その他	<p>特に異論なし。</p> <p>事業年度末に売上割戻引当金を計上していないことをもって、各四半期における売上割戻引当金の計上が不要ということにはならない点に留意する。</p> <p>例えば、4Q に重要な売上割戻の額が決済される場合、事業年度末においては売上割戻引当金の計上は不要とされることも考えられるが、その影響額が各四半期業績に重要な影響を与える場合には、各四半期において負担すべき売上割戻の額を引当計上する必要がある。</p>
<b>退職給付引当金</b>			
簡便法の適用はどのように行うか。	<p>一時金制度（公認会計士協会「退職給付会計に関する実務指針」36 項 期末要支給額を退職給付債務とする場合）</p> <p style="text-align: center;">退職給付費用 = 四半期末要支給額 - 前期末要支給額（又は前四半期末要支給額 - 退職一時金支払額）</p> <p>年金制度（同 36 項 直近の年金財政上の責任準備金を退職給付債務として使用する場合）</p>	適用指針	<p>は特に異論なし。</p> <p>は（案 1）でよいとの意見あり。</p> <p>* 簡便法の適用は、原則として従業員数 300 人未満の企業や、従業員 300 人以上の企業であっても年齢や勤続期間に偏りがあるなどにより、原則法による計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られないと判断される場合には、費用対効果の観点から認められている。</p>

1. 四半期特有の会計処理〔引当金〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>(案1)</p> <p>以下の退職給付債務と年金資産の推計値から期末の退職給付引当金を推計し、期首退職給付引当金との差額に掛金を加算して年間の退職給付費用を見積る。</p> <p>その退職給付費用を期間按分して、四半期に負担すべき金額を計上する。</p> <p>直近年金決算から1年後の責任準備金予測値 = 直近年金決算時点の責任準備金 × (1 + 予定利率) + 掛金額 (第1 拠出金額) 給付額</p> <p>(掛金額、給付額については、直近年金決算から次回年金決算までの1 年間の予測値)</p> <p>年金資産予測値(期末) = 年金資産確定値(前期末) + 掛金額 - 給付額 + 期待運用収益</p> <p>(論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>責任準備金は年金決算日ごとにしか通常入手できず、四半期における責任準備金を算定することは難しく、また、年金資産についても、四半期ごとに公正な評価額を把握すべきであるが、簡便的な処理による評価額でも大きな差は生じないものと考えられる。</li> </ul>		

1. 四半期特有の会計処理〔引当金〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>(案2) 退職給付債務や年金資産等について過去の実績値やその推移等から一定の増減率を仮定して四半期後の数値を見積もり、四半期に係る退職給付費用を計上する。</p> <p>(論拠) • 簡便法を採用しているため、実務負担を考慮する。</p> <p>(案3) 前年実績の1/4の退職給付費用を計上する。</p> <p>(論拠) • 簡便法を採用しているため、実務負担を考慮する。</p>		
<p>(派生論点) 数理計算上の差異を発生した翌事業年度から費用処理する方針としている場合、四半期においてはどのように計上するか。</p>	<p>数理計算上の差異を発生した翌事業年度から費用処理する方針の場合、各四半期において、年間償却額を期間按分して計上する。</p> <p>(論拠) • 発生した事業年度に全額費用処理する方法を採用している場合以外は、平均残存勤務期間以内の一定の年数により規則的に処理するという趣旨から、期間按分により、各四半期会計期間に負担すべき額を計上するものと考えられる。</p>	<p>適用指針</p>	<p>発生した翌事業年度に全額費用処理する方針の場合には現行実務で対応が分かれていると思われるので、次回専門委員会で再度検討予定。</p> <p>発生した翌事業年度に全額費用処理する方針の場合は、従来、上半期に全額負担していたのでこれに準ずるべきという意見と、上期下期で半額ずつ負担していたので期間按分でよいという意見があった。</p>

1. 四半期特有の会計処理〔引当金〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
<p>過去勤務債務を発生年度に費用処理する方針の会社において、期中に過去勤務債務が発生した場合、どのように扱うか。</p>	<p>(案1) 発生した四半期に全額計上する。 (論拠) ・発生時に処理するという方針を採用している場合、期間按分するという考え方はなじまない。</p> <p>(案2) 発生した時点から期末までの月数により按分して計上する。 (論拠) ・発生年度に処理するという事は、発生年度に計上することであり、発生時点から期末までの期間に応じて計上する。</p>	<p>適用指針</p>	<p>現行実務で対応が分かれていると思われるので、次回専門委員会で再度検討予定。</p> <p>(案1)でよいという意見と、上期下期で半額ずつ計上する実務もあったということから期間按分とするという意見があった。</p> <p>なお、過去勤務債務についても、発生した事業年度に全額費用処理する方法を採用している場合以外は、平均残存勤務期間以内の一定の年数により、各四半期会計期間に負担すべき額を計上するものと考えられる</p>
賞与引当金			
<p>支給見込額が未定の場合の賞与引当金はどのように計上するか。</p>	<p>前年度実績、給与のベースアップの状況等を総合的に勘案して、翌四半期以降に支給されると合理的に見込まれる額のうち、当四半期に帰属すると見込まれる額を引当金に計上する。 (論拠) 支給額が未定な場合でも、実務上、四半期において前年度実績やベースアップの状況により合理的な見積もりが可能な場合が多いと考えられる。</p>	<p>適用指針</p>	<p>特に異論なし。</p>

1. 四半期特有の会計処理〔引当金〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
役員賞与引当金			
<p>(派生論点) 役員賞与引当金は四半期においてどのように取扱うか</p>	<p>当該四半期会計期間を含む年度の役員賞与の額を合理的に見積ることができる場合は、各四半期末において、負担すべき額を計上する。</p> <p>(論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>役員賞与は、発生した会計期間の費用として処理するとされており(「役員賞与に関する会計基準(案)」)、四半期において発生したと認められる役員賞与は費用に計上する必要がある。</li> <li>当期の職務に係る役員賞与を当期末後の株主総会の決議事項とする場合は、当該支給は株主総会決議が前提となるので、当該決議事項とした額(当期の職務に係る額に限る。)を原則として、引当金(商法施行規則第43条の引当金)に計上するとされている(上記基準(案))。</li> </ul>	<p>適用指針</p>	<p>特に異論なし。</p> <p>限度額の枠内でほぼ毎期変動がない場合などでは、年度の役員賞与を合理的に見積ることが可能な場合がある。</p>

2. 四半期特有の会計処理〔特別損益項目〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
<p>四半期損益計算書の特別損益項目に計上については、どのように判断すべきか。</p>	<p>過年度に係る前期損益修正や臨時損益について特別損益項目として計上するかどうかの判断規準としては、以下の2つの考え方がある。</p> <p>(案1) 四半期財務諸表と年度財務諸表との整合性は意識せず、四半期財務諸表ベースで判断を行う(四半期損益計算書では特別損益に計上するが、年度の損益計算書では特別損益に計上しない場合がある。)</p> <p>(論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>四半期を事業年度と並ぶ1会計期間としてみる考え方(「実績主義」*)とより整合したものとなる。 *ここでの「実績主義」とは、四半期の経済的実態を表すための四半期特有の会計処理も含むものである。</li> <li>金額的重要性の判断について、年度段階で特別損益項目に該当しないかどうかを見通して行う場合にも、年度の業績が計画どおりでなかった場合には結果的に年度財務諸表のみに特別損益が計上され、または、その逆に四半期財務諸表のみに計上される可能性があり、四半期段階で正確に見通すことは困難である。</li> </ul>	<p>適用指針</p>	<p>(案2)を支持する意見が多い。 しかし、(案2)を採用した場合、表示区分を変更できない形にすることは問題であるという意見あり。</p> <p>(修正提案) (案2)をベースとして、実務上、金額的重要性で判断するもの(例えば、固定資産の売却損益)については、計上区分の変更も容認する形かどうか。</p> <p>なお、第2四半期以降での会計方針の変更、同一事業年度に発生した重要な誤謬の取扱いについては、遡及修正の必要性との関係で、検討中である。</p>

## 2. 四半期特有の会計処理〔特別損益項目〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>(案2)</p> <p>年度財務諸表と整合性をとる形で判断する(四半期財務諸表では年度財務諸表での特別損益としての計上可能性を考慮する。)</p> <p>(論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>四半期財務諸表は実績主義をベースとしつつも、年度の業績予測に資することが期待されている。</li> <li>四半期損益計算書の段階利益と年度の損益計算書の段階利益とが整合性が取れていた方が、企業業績の分析上望ましい。</li> </ul>		

## 3. 四半期特有の会計処理〔法人税等(税効果会計を含む)〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
法人税等の計算方法について	原則法と現在の税効果会計基準の簡便法との選択適用を認める。	基準	現行の中間財務諸表作成基準と同様にすべきであるという意見で一致。
(派生論点) 現行の簡便法より簡便な方法の採用を容認する必要があるかどうか。	必要なし。		特に異論なし。
繰延税金資産の回収可能性の判断について	四半期段階でも、繰延税金資産の回収可能性の判断を実施する。	適用指針	<p>繰延税金資産の性質から回収可能性の判断は必要という意見が多い。</p> <p>重要性に応じて若干の簡便化は考えるべきという意見もあった。</p> <p>(支持する意見のなかった案)</p> <p>「繰延税金資産の回収可能性の判断については、重要な変化が生じた場合に、認識、取崩の要否を検討する。この場合でも、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断基準に関する監査上の取扱い」の例示区分 あるいは 以上の会社などについては重要な変化が生じた場合のみ検討を要し、以下の会社については毎四半期ごとに検討を要するなど、例示区分に応じた適用を検討する」という案。</p>



3. 四半期特有の会計処理〔法人税等(税効果会計を含む)〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
<p>(派生論点) 繰延税金資産の解消年度の合理的見積可能期間を四半期において短くしたままとすることは可能か。</p>	<p>事業年度末において、おおむね5年で見積もっているような場合、各四半期においてもおおむね5年で見積もることを要するか。1Q 4.75年、2Q 4.5年、3Q 4.25年とすることは可能か。</p> <p>(案1) 原則、見積りし直す。</p> <p>(案2) 重要性がなければ、継続を要件に容認する。</p>		<p>現行の中間財務諸表でも内在する論点でもあり、四半期会計基準でここまで踏み込んで検討する必要があるのかという意見があった。</p> <p>(修正提案) 繰延税金資産としての計上金額を合理的に見積るという点まで止め、四半期段階での合理的見積可能期間についての詳細検討は行わないことかどうか。</p>
<p>(派生論点) 直前事業年度末、又は直前四半期末に回収可能性がないと判断されて繰延税金資産が計上されなかった一時差異について、当四半期又は将来においてその全部又は一部について回収可能性が確実に見込まれることになった場合、現行の簡便法を適用してよいか。</p>	<p>現行の簡便法を容認する。</p> <p>簡便法では、回収可能性が見込まれることとなった一時差異等は、見積実効税率の改訂により当四半期以降の当事業年度内に平均的に計上されることになる。</p> <p>(論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則法と比較すると、四半期ごとにみると大きな差異が生じるが、中間財務諸表の簡便法では、認められている。</li> <li>当期中の課税所得で解消されるものについては、国際会計基準、米国基準ともに、当四半期以降の当事業年度内に計上することとしている。</li> </ul>	<p>適用指針</p>	<p>現行の中間財務諸表作成基準でも認められているので容認すべきであるという意見がある一方、回収可能性の判断に変化が生じた四半期に回収確実な部分は原則法と同様の結果になるようにすべきという意見がある。</p> <p>原則法では、当四半期に全額計上される。</p>

### 3. 四半期特有の会計処理〔法人税等(税効果会計を含む)〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
<p>(派生論点) 前事業年度末あるいは前四半期末に一時差異等が存在していたが、当四半期に解消される場合も、現行の簡便法を適用してよいか。</p>	<p>現行の簡便法を容認する。</p> <p>簡便法の場合、四半期段階での法人税等調整額の計上は行わないため、前事業年度末に計上された繰延税金資産が各四半期末に据え置きになっている一方、算定された法人税等が未払法人税等として計上される。</p> <p>(論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則法と簡便法では、貸借対照表の表示上、大きな差異が出る場合があるが、法人税等と法人税等調整額に分けて計算するのは簡便性を失わせる。</li> <li>現行の中間財務諸表でも認められている。</li> </ul>	<p>適用指針</p>	<p>現行の中間財務諸表作成基準でも認められているので容認すべきであるという意見がある一方、貸借対照表上の繰延税金資産の金額に重要な影響がある場合には繰延税金資産の金額が原則法と同様の結果となるようにすべきであるという意見があった。</p>

4. 四半期特有の会計処理〔外貨建取引 / 外貨換算〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
<p>四半期末に外貨建債権・債務を原則どおりに換算換えするかどうか。</p>	<p>四半期末であっても、年度末と同じ原則で外貨建債権・債務は換算換えする。ただし、四半期財務諸表に重要な影響がなければ、四半期末で換算換えを行わないことができる。</p> <p>(論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外貨建債権・債務の換算換えを行うことが望ましいが、実務負担の軽減及び開示の迅速性の観点から、重要性がない場合は省略することもやむをえない。</li> </ul>	<p>基準</p>	<p>特に異論なし。</p>
<p>(派生論点) 為替相場の一時的な異常な変動により異常損益が生じる場合、換算換えしないことができるか。</p>	<p>公認会計士協会「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」第11項に従い、四半期末日前後の為替相場の変動状況から判断して、四半期末日の直物為替相場が異常と考えられる場合には、四半期末日の前後一定期間の直物為替相場に基づいて算出された平均レートを用いて換算することができる。しかし、為替相場の一時的な異常な変動であることを理由に換算換えをしないということは適切ではないと考える。</p>	<p>適用指針</p>	<p>特に異論なし。</p>
<p>在外子会社の損益計算書の換算において、期首からの期中平均レートの採用が認められるか。</p>	<p>原則として、月又は四半期を算定期間とした期中平均レートを用いる。ただし、重要性のない子会社については、四半期末日の為替相場により換算できるものとする。</p>		<p>期中平均レートの採用について、月又は四半期別を採用する方向で意見は一致。</p> <p>ただし、作成者サイドからは、多くの会社にお</p>

4. 四半期特有の会計処理〔外貨建取引 / 外貨換算〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考																
	<p>(論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在外子会社に重要性がある場合などでは、期首からの期中平均レートで換算した累計ベースの利益情報をもとに3カ月間の利益情報を算定すると、投資家をミスリードする可能性がある。</li> </ul> <p>例：第1四半期の平均レート@120円/ドル、第2四半期の平均レート@100円/ドル。第1四半期～第2四半期平均レート@110円/ドル。 第1四半期に売上\$ 1 が計上され、第2四半期の売上は0であった。</p> <p>半期を算定期間とした場合</p> <table border="1" data-bbox="548 882 1167 975"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1四半期</th> <th>第2四半期</th> <th>上半期累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売上</td> <td>120</td> <td>10</td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2四半期は、本来は売上0であるにもかかわらず、累計ベースからの差引計算によって売上10が計上される。</p> <p>四半期を算定期間とした場合</p> <table border="1" data-bbox="548 1161 1167 1254"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1四半期</th> <th>第2四半期</th> <th>上半期累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売上</td> <td>120</td> <td>0</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table> <p>上半期の累計は、第1四半期と第2四半期の数値を単純に合算する。</p>		第1四半期	第2四半期	上半期累計	売上	120	10	110		第1四半期	第2四半期	上半期累計	売上	120	0	120		<p>いてはシステム対応が必要なため、一定の準備期間が必要であるという意見があった。</p> <p>なお、個別財務諸表及び連結財務諸表における報告主体の外貨建取引の為替換算については、外貨建取引等会計処理基準により、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録される。この場合の取引発生時の為替相場は、取引が発生した日における直物為替相場又は合理的な基礎に基づいて算定された平均相場(例えば、取引の行われた月又は週の前月又は前週の直物為替相場を平均したもの)とされる(外貨建取引等会計処理基準注解注2)。</p> <p>したがって、個別財務諸表及び連結報財務諸表における報告主体の外貨建取引の換算においては、在外子会社の収益及び費用の換算における「期中平均相場」の取扱いと同様の問題は生じないと考えられる。</p>
	第1四半期	第2四半期	上半期累計																
売上	120	10	110																
	第1四半期	第2四半期	上半期累計																
売上	120	0	120																

5. 四半期特有の会計処理〔1株当たり当期純利益〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
1株当たり当期純利益の算定期間をどうするか。	損益計算書に合わせる形で開示する。	基準	特に異論なし。  累計情報と3か月情報をともに開示するかは、損益計算書と整合性を図る。
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定において、自己株式方式を適用する際に、分母に含める普通株式増加数の算定方法はどのように行うか。	当該四半期末までの通算で算出する方法とする。 (論拠) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 年度の算定と整合性がある。</li> <li>• 国際会計基準と米国基準(公開草案)と同じである。</li> </ul>	適用指針	特に異論なし。  (支持する意見のなかった案) 当該四半期末までの各四半期の普通株式増加数を加重平均する方法(現行の米国基準)  $\text{潜在株式数調整後1株当たり当期純利益} = (\text{普通株式に係る当期純利益} + \text{当期純利益調整額}) / (\text{普通株式の期中平均株式数} + \text{普通株式増加数})$

6. 四半期特有の会計処理〔四半期連結キャッシュ・フロー計算書〕

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
作成方法	四半期連結キャッシュ・フロー計算書は、連結キャッシュ・フロー計算書に準じて作成する。	会計基準	特に異論なし。
表示方法	四半期会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関する利害関係者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。	会計基準	<p>科目の集約記載が可能である点については、特に異論なし。</p> <p>区分ごとのキャッシュ・フロー情報を 1 行で開示できないかという意見もあった。</p>
注記事項	<p>から については、注記事項とする。 及び は特段の注記を求めない(記載することを妨げない)。</p> <p>資金の範囲に含めた現金及び現金同等物の内容並びにその期末残高の連結貸借対照表科目別の内訳資金の範囲を変更した場合には、その旨、その理由及び影響額</p> <p>各表示区分の記載内容を変更した場合には、その内容</p> <p>株式の取得又は売却により新たに連結子会社となった会社の資産・負債又は連結子会社でなくなった会社の資産・負債に重要性がある場合には、当該資産・負債の主な内訳 / 営業の譲受け又は譲渡により増減した資産・負債に重要性がある場合には、当該資産・負債の主な内訳</p> <p>重要な非資金取引</p>	会計基準	現行の中間財務諸表と同様の取扱いについて、特に異論なし。

7. 四半期特有の会計処理〔連結固有の事項〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
連結会社間取引の相殺消去			
<p>四半期連結財務諸表において、連結会社間の債権債務・取引の相殺消去、未実現損益の消去の簡便法を認めるか。</p>	<p>連結会社間の債権債務、取引高に差異がある場合、合理的な範囲内で当該差異の調整を行わずに相殺消去できるものとする。</p> <p>また、未実現損益の消去に当たり、合理的な見積りにより計算できるものとする。</p> <p>(論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要性がない場合、開示の迅速性、事務負担軽減の点から認められる。</li> <li>現行の中間連結財務諸表作成基準でも認められている。</li> </ul>	<p>基準</p>	<p>特に異論なし。</p>
<p>(派生論点)</p> <p>四半期連結財務諸表において、連結会社間の債権債務・取引の相殺消去、未実現損益の消去の簡便法を認める場合、具体的にどのように行うか。</p>	<p>(1) 連結会社間の債権債務・取引の相殺消去</p> <p>重要性のない場合、差異を調整せず、親会社の金額に合わせる、金額の大きい方に合わせる等、一定の合理的な方法に基づいて相殺消去を行うことができる。</p> <p>また、連結会社間の取引量に大きな変動がない場合、前期末又は直前四半期末の消去実績に基づいて消去することができる。この場合、取引の相殺消去について、合理的に算定された概算額に基づくことができる。</p>	<p>適用指針</p>	<p>特に異論なし。</p>



7. 四半期特有の会計処理〔連結固有の事項〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>(2) 未実現損益の消去                      総損益率としては、合理的に見積り計算する 前年度又は直前四半期で使用した損益率をそのまま使用する 予算等で予定されている損益率を使用することが考えられる。                      また、連結会社間の取引高に大きな変動がない場合、四半期末在庫高に占める当該取引による棚卸資産在庫高も大きな変動がないとみなし、前期末又は直前四半期末における棚卸資産在庫高をそのまま用いることができる。</p>		<p>連結会社間の取引高に大きな変動がない場合に前期末又は直前四半期末における棚卸資産在庫高をそのまま用いることができるという点については、現行の中間財務諸表上の取扱いよりも簡便的であると考えられる。</p>
決算日が異なる場合			
<p>四半期連結財務諸表の作成に当たり、連結決算日と連結子会社の決算日に差異がある場合、決算日の相違から生じる連結会社間取引を調整しないことができるか。</p>	<p>決算日の差異が3ヶ月を超えない場合、子会社の正規の決算を基礎として、連結することができる。ただし、決算日が異なることから生じる連結会社間の重要な取引(資金調達・土地売却等)に係る会計記録の不一致について、必要な整理を行うこととする。                      (論拠)                      ・ 四半期の財務情報は年度の業績見通しの進捗度を把握するために重要な情報であるので、決算日の差異の取扱いについても、年度決算と四半期決算とで実質的な相違があってはならないと考える。</p>	<p>基準</p>	<p>特に異論なし。</p>



7. 四半期特有の会計処理〔連結固有の事項〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>中間財務諸表作成基準でも認めている。</li> </ul>			
連結子会社等の取得・売却			
<p>連結子会社等を四半期中に取得・売却した場合、みなし取得日又はみなし売却日をどのように考えるか。</p>	<p>取得日・売却日はいずれか近い四半期期首・四半期末とみなすことができるものとする。ただし、取得と判定される企業結合においては、取得原価が算定される合意公表日より前の日を「みなし取得日」又は「みなし売却日」とすることは合理的ではないので、認められない(企業結合会計基準適用指針公開草案117項)。</p> <p>(論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取得と判定される企業結合では、「みなし取得日」又は「みなし売却日」を合意公表日以降とする点を除き、現行の連結原則等の取扱い(連結財務諸表原則注解9及び連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針)を四半期決算にも適用する。</li> <li>四半期期首か四半期末によって大きな影響が生じる場合もありえるので、作成者側の裁量に委ねるのは問題がある。</li> </ul>	<p>基準</p>	<p>「いずれか近い四半期期首・四半期末」とする案で意見は一致。</p> <p>(支持する意見のなかった案)</p> <p>「取得日・売却日は四半期期首・四半期末のいずれでも、事務処理に都合の良い日とすることができるものとする。」という案。この案に対しては、四半期期首か四半期末かにより四半期財務諸表に大きな影響が生じることがあるため、問題があるとの意見があった。</p> <p>(留意事項)</p> <p>四半期の財務情報は年度の業績見通しの進捗度を把握するために重要な情報であるので、四半期財務諸表で採用したみなし取得日・みなし売却日は年度決算において変更することはできないものとする。</p>

8. 四半期特有の会計処理〔企業結合・事業分離〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
<p>企業結合・事業分離が行われた場合、会計処理上、実務面を考慮して、どのような対応が必要か。</p> <p>(パーチェス法適用の場合)</p>	<p>取得原価の配分</p> <p>企業結合における取得原価の配分における暫定的処理は、原則として、企業結合会計基準に従う。ただし、四半期財務諸表を開示するまでの期間の関係で、被取得企業の取得原価の配分に関するデータが入手できない等、作業が間に合わない場合には、被取得企業から取得した資産及び引き受けた負債は、被取得企業の帳簿価額で計上し、そのすべてを暫定的な会計処理の対象とすることができるものとし、取得原価の配分が可能になった四半期で、適切な会計処理を行うこととする。また、暫定的な処理を行った場合は、その旨は注記することとする。</p> <p>(論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被取得企業の取得原価の配分に関するデータが入手できない等、作業が間に合わない場合であっても、対価を支払っている以上、取得原価の配分に関する事項について、四半期財務諸表に反映させなくてもよいとは考えられない。</li> </ul>	<p>適用指針</p>	<p>次回専門委員会で再度検討予定。</p>
<p>(持分プーリング法適用の場合)</p>	<p>(1) みなし結合日から企業結合前日までの結合当事企業間の内部取引の相殺消去</p> <p>四半期財務諸表を開示するまでの期間の関係で、みなし結合日(企業結合年度の期首)から企業結合日</p>	<p>適用指針</p>	<p>次回専門委員会で再度検討予定。</p>

8. 四半期特有の会計処理〔企業結合・事業分離〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>前日までの結合当事企業間の内部取引に関するデータの入手が間に合わない場合、企業結合日の属する四半期では内部取引に関する相殺は概算で行い（例えば、営業取引自体については把握できたが、四半期末での残高又は未実現損益に関するデータの把握作業が間に合わない場合、合理的な見積りによって算定することができる。）、翌四半期末までに確定させ、適切な会計処理を行う。なお、当該概算額による内部取引の相殺消去を行った場合には、その旨を注記することとする。</p> <p>(論拠)</p> <p>みなし結合日の前日において、結合当事企業の財務諸表は確定しているものと考えられるが、四半期財務諸表の開示期限の関係で、みなし結合日から企業結合日前日までの結合当事企業間の内部取引に関するデータの集計が実務上困難である場合が想定される。したがって、内部取引の消去に関しては、翌四半期末までに確定させることを条件として、企業結合の発生した四半期財務諸表では、概算額で内部取引の消去に関する会計処理することを認める。</p>		
(持分プーリング法適用の場合)	(2) 当該事業年度中の過去の四半期財務諸表についての遡及修正	適用指針	企業結合における遡及修正と会計方針の変更等の遡及修正とは分けて検討すべきであるという

8. 四半期特有の会計処理〔企業結合・事業分離〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>(案1)</p> <p>企業結合日が第2四半期以後である場合、年度の連結財務諸表上は期首に企業結合が行われたとみなした会計処理を行うので、四半期財務諸表でも同様の対応を取るため、期首に遡って遡及修正を行う。 (論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>四半期ごとの財務諸表の比較可能性を確保することができる(例えば、翌年度の同一四半期との比較)。</li> <li>遡及修正しない場合、企業結合が行われた四半期財務諸表において内部取引を消去することになるが、企業結合が行われた四半期財務諸表においては発生していない内部取引を消去することになり、投資家をミスリードする可能性がある。</li> </ul> <p>(案2)</p> <p>企業結合日が第2四半期以後である場合、連結財務諸表上、消去の対象とされる「みなし結合日」から企業結合日前日までの結合当事企業間の取引及び損益については、遡及修正を行わず、企業結合の発生した四半期に会計処理する。なお、投資家において、「みなし結合日」と実際の結合日の差異に起因</p>		<p>意見があった。</p> <p>その一方、企業結合の場合も遡及修正を行わないと時系列比較を適切に行えないので遡及修正すべきであると(案1)を支持する意見があった。</p>

8. 四半期特有の会計処理〔企業結合・事業分離〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>したものであることがわかる形での開示を行うこととする。</p> <p>(論拠)</p> <p>現行では、修正再表示の実務慣行がないため、前四半期に発生した内部取引を当該四半期で消去することもやむをえない。</p>		
<p>企業結合・事業分離の注記事項について、実務面を考慮して、どのような対応が必要か。</p>	<p>(1) 企業結合・事業分離の注記 (案1)</p> <p>四半期財務諸表の開示であっても、企業結合・事業分離に重要性がある場合、企業結合会計基準や事業分離会計基準(公開草案)に規定されている企業結合・事業分離に関する注記をすべて求める。</p> <p>(論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業結合は当該企業の今後の業績動向に大きな影響を与えることがあるので、基本的には、年度と同じ開示を求めるべきである。</li> <li>● 米国基準(SFAS第141号)では、四半期段階でもプロフォーマ情報の開示を求めている。</li> </ul> <p>(案2)</p> <p>四半期財務諸表の開示の迅速性の観点から、会計基準に規定されている企業結合・事業分離に関する注</p>	<p>会計基準</p>	<p>財務諸表利用者からは、プロフォーマ情報について年度末まで情報が開示されないとデータの連続性がなくなってしまうので、四半期でも年度と同様の注記が必要であるという(案1)を支持する意見あり。</p>

8. 四半期特有の会計処理〔企業結合・事業分離〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>記のうち、作成に時間を要するために開示が実務上困難な項目については、その旨を記載して、開示しなくてもよいことを認める。ただし、翌四半期財務諸表には適切な開示を行う。</p> <p>(論拠)</p> <p>例えば、いわゆるプロフォーマ情報(企業結合が当期首に完了したと仮定したときの当期の連結損益計算書への影響の概算額)については、年度財務諸表で注記が求められているので、いずれかの時点では金額を算定して作成する必要がある。しかし、一定の前提を置いて算定するとしても、算定にはある程度の時間を要すると考えられる。その他の注記事項についても、同様であることから、実務的に当該四半期での作成が困難な場合にはその旨を記載し、翌四半期では注記事項に沿った開示を行う。</p> <p>(案3)</p> <p>当該四半期ではパーチェス法を適用した場合の注記事項のうち、いわゆるプロフォーマ情報については、四半期財務諸表段階では求めないこととする。その他の注記事項(持分プーリング法等を適用した場合の注記事項を含む)は、実務的に当該四半期で</p>		

8. 四半期特有の会計処理〔企業結合・事業分離〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>の作成が困難な場合にはその旨を記載し、翌四半期では注記事項に沿った開示を行う。</p> <p>(論拠)</p> <p>プロフォーマ情報については、業績のトレンドをつかむための情報であり、作成が大変なケースも予想されるので、年度情報だけで十分である。</p>		
<p>(派生論点)</p> <p>プロフォーマ情報については、累計ベースのみか、当該四半期ベースの情報(3カ月情報)も開示するのか。</p>	<p>四半期財務諸表段階でも開示を求めるとした場合には、損益計算書と同様、以下の2つの案が考えられる。</p> <p>(案1)</p> <p>プロフォーマ情報に関する開示は、累計ベースと当該四半期ベースの両方を開示する。</p> <p>(論拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>損益計算書が累計ベースと当該四半期ベースのいずれも開示することが求められる場合、プロフォーマ情報も両方を求めなければ、有用な情報を提供することにならない。</li> </ul>	<p>適用指針</p>	<p>四半期段階でのプロフォーマ情報の開示の要否を検討した上で、損益計算書の開示方法と整合性の取れる形で検討することとする。</p>

8. 四半期特有の会計処理〔企業結合・事業分離〕

論 点	検討の方向性	基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>(論拠)                      プロフォーマ情報等の損益に関する開示は、累計ベースのみを開示する。</p> <p>(理由)                      ・ 実務に配慮して、累計のみを求める。</p>		
<p>逆取得となる吸収合併で、結合後企業が連結財務諸表を作成しない場合は、四半期段階ではどのような開示を求めるのか。</p>	<p>逆取得となる吸収合併で、結合後企業が連結財務諸表を作成しない場合、年度財務諸表においては貸借対照表と損益計算書への影響の概算額の記載が求められているが、連結財務諸表作成会社との整合性や投資情報としての有用性を勘案して、四半期財務諸表でも、年度と同じ開示を求めることでどうか。</p>	<p>会計基準</p>	<p>次回の専門委員会で検討予定。</p>